

# 社団法人埼玉県手をつなぐ育成会定款

## 第 1 章 名称と事務所

(名 称)

第 1 条 本会は、社団法人埼玉県手をつなぐ育成会（別の名「埼玉県手をつなぐ親の会」）という。

(事務所)

第 2 条 本会は、事務所をさいたま市浦和区高砂 2 丁目 1 5 番 3 号母子福祉会館内に置く。

## 第 2 章 目的と事業

(目 的)

第 3 条 本会は、障害者基本法、知的障害者福祉法、児童福祉法及び教育基本法の精神に基づき、知的障害（児）者の自立支援及び社会参加の促進並びに本人とその家族の人権を守り、全県下にある会員相互の連携に当たる機関として、健康な国民生活の樹立に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 知的障害（児）者の人権尊重のための社会的啓発
- 2 知的障害（児）者の福祉施策の拡充強化の促進
- 3 知的障害（児）者の教育の充実
- 4 保護者等の相互扶助
- 5 保護者等の研修会の開催
- 6 全県下地域団体相互の連絡提携
- 7 会報などの刊行
- 8 知的障害（児）者の活動の支援
- 9 知的障害者地域生活援助事業（グループホーム）
- 10 その他この会の目的を達成するために必要な事業

### 第 3 章 会員及び役員等

(会 員)

第 5 条 本会の目的趣旨に賛同し、入会したものを会員とする。

② 会員を分けて、次の三種とする。

- 1 団体会員 地域又は施設内に、保護者及び関係者をもって組織した団体
- 2 個人会員 前号の団体に属さない保護者及び関係者
- 3 賛助会員 前各号以外のもので、本会の目的事業に賛助した者

(入 会)

第 6 条 本会の会員となるには、所定の入会申込書及び団体会員にあつてはその組織を明らかにする書面を提出して、理事会の承認を得なければならない。

(会 費)

第 7 条 会員は別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(社 員)

第 8 条 団体会員の代表者及び個人会員をもって民法上の社員とする。

(退 会)

第 9 条 本会の会員は、その旨を理事長に届け出て、退会することができる。

② 本会の会員は、次の各号の一に該当するときは、退会したものとみなす。

- 1 死亡したとき。
- 2 団体会員である組織団体が解散したとき。
- 3 会費を1年以上納入しないとき。

(除 名)

第 10 条 会員に、本会の名誉を毀損し、又は目的趣旨に反するような行動があつたときは、総会の議決を経て、これを除名することができる。

(会費拠出金の返還)

第 11 条 既納の会費又は拠出金はその理由の如何を問わずこれを返還しないものとする。

(役員の種類及び員数)

第 12 条 本会に、次の役員を置く。

- 1 理事長 1人

- 2 副理事長 5人以内
- 3 常務理事 1人
- 4 理事（理事長、副理事長及び常務理事を含む。） 20人以上30人以内
- 5 監事 2人

（役員を選任）

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- ② 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選により定める。
- ③ 理事長及び監事は、相互に兼ねることができない。

（役員職務権限）

第14条 理事長は、本会を代表し、会務を統括する。

- ② 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代理する。
- ③ 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会の議決に基づき日常の事務に従事し、総会の議決した事項を処理する。
- ④ 理事は、理事会を組織し、総会の議決に基づき会務を執行する。
- ⑤ 監事は民法第59条の職務を行う。

（役員任期）

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- ② 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

（任期満了の場合）

第16条 役員は、任期満了後は後任者が就任するまで引き続きその職務を行わなければならない。

（役員解任）

第17条 役員解任については、第10条の規定を準用する。

（事務局）

第18条 本会の事務を処理するため、本会に事務局を置く。

- ② 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- ③ 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が任免し、その他の職員は、理事長が任免する。

④ 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会長等)

第 19 条 本会は、理事会の議決により、会長、名誉顧問、顧問、参与及び専門委員を置くことができる。

## 第 4 章 会議

(会議の種類)

第 20 条 会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

② 総会は、定期総会及び臨時総会に分け、定期総会は毎年 1 回開催し、臨時総会及び理事会は、随時必要なときにこれを開催する。

(会議の招集者及び議長)

第 21 条 会議は、理事長が招集し、議長は出席した会員の内から選任する。

② 理事長は、会議を構成する会員若しくは理事の 3 分の 1 以上から連名をもって、会議の目的たる事項を示して会議の招集の請求があるときは、これを招集しなければならない。

③ 会議を招集するときは、日時、場所及び会議の目的たる事項を示した文書を 5 日前に発送しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

(定足数)

第 22 条 会議は、これを構成する会員又は理事の過半数が出席しなければ、開会し、議決をすることができない。

(議 決)

第 23 条 会議の議事は、出席会員又は理事の過半数によって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議における書面表決)

第 24 条 やむを得ない理由により、会議に出席できない会員若しくは理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員若しくは理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については、出席したものとみなす

② 理事長は、簡易な事項又は緊急を要する事項については、書面を送付して賛否を求め、会議に代えることができる。

(議事録の作成)

第 25 条 会議の議事については、議事録を作成し、議長及び出席者のなかから選出された 2 名以上の署名人が記名捺印するものとする。

(附議事項)

第 26 条 次に掲げる事項は、総会に附議しなければならない。

- 1 事業計画及び収支予算
- 2 事業報告及び収支決算
- 3 財産目録
- 4 貸借対照表
- 5 正味財産増減計算書
- 6 その他理事会において必要と認めた事項

② 次に掲げる事項は、理事会に附議しなければならない。

- 1 会務の執行に関する事項
- 2 総会に附議すべき事項

## 第 5 章 資産と会計

(資産の構成)

第 27 条 本会の資産は、次の各号により構成する。

- 1 設立当初寄附された別紙財産目録記載の財産
- 2 会費
- 3 寄財金品
- 4 事業に伴う収入
- 5 その他の収入

(資産の管理者及び管理の方法)

第 28 条 本会の資産は、理事長がこれを管理し、その方法は、総会の議決により定める。

(現金の保管)

第 29 条 資産のうち現金は、郵便官署、确实なる銀行又は信託会社に預け入れ、又は信託し、若しくは国公債に換え保管するものとする。

(会計年度)

第 30 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 6 章 定款の変更と解散

(定款の変更)

第 31 条 この定款は、総会において、出席会員の 4 分の 3 以上の同意を経て、主務官庁の認可を得なければ、変更することができない。

(解 散)

第 32 条 総会の議決により解散するときは、出席会員の 4 分の 3 以上の賛成を経て、主務官庁の認可を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 33 条 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を得て、これを類似の目的を持つ他の団体に寄附する。

## 第 7 章 補則

(施行細則)

第 34 条 この定款の施行について必要な細則は理事会において定める。

## 附 則

この定款は昭和 38 年 5 月 21 日から施行する。

この定款は平成 6 年 5 月 24 日から施行する。

この定款は平成 8 年 2 月 5 日から施行する。

この定款は平成 11 年 5 月 11 日から施行する。

この定款は平成 15 年 1 月 29 日から施行する。

この定款は平成 18 年 5 月 28 日から施行する。